

入札公告

公告第 9 号

次のとおり一般競争入札を実施しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び小布施町財務規則（令和元年 7 月 1 日規則第 20 号）第 105 条の規定により公告します。

令和 8 年 9 月 11 日

小布施町下水道事業管理者
小布施町長 大宮 透

1 入札に付する事項

入 札 の 目 的	業務の委託契約
業 務 名 【発注担当課】	令和 8 年度 小布施町農業集落排水事業 管渠清掃業務 建設水道課 上下水道係
業 務 箇 所	小布施町
業 務 内 容	下水道管渠清掃
業 務 完 成 期 限	令和 9 年 1 月 29 日

2 入札に参加する者に必要な資格

対応する入札参加資格	下水道管理技術認定試験（管路施設）の合格者、または下水道管路管理技士（総合・主任・専門）認定試験の合格者を配置でき、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者を配置できる、又は、過去 10 年間に小布施町の下水道管路施設の本管清掃業務を元請けとして完了させた実績がある者であること。
営 業 所 の 所 在 地	長野地域振興局又は北信地域振興局管内に本店又は支店、営業所を有すること。
客 観 点 数	問わない。
施 工 実 績	設定なし。
地 域 貢 献 等	問わない。
そ の 他	（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（令和元年 7 月 1 日規則第 20 号）第 103 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。 （２）長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 （３）小布施町暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 17 日条例第 16 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。 （４）滞納している町税、県税等徴収金がないこと。

配 置 技 術 者	(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。 (2) 原則として契約時に配置技術者を変更することはできない。
-----------	---

3 設計図書に関すること

設 計 図 書 交 付 期 間	公告の日から令和8年10月1日午後5時15分まで
交 付 方 法	小布施町ホームページからダウンロードすること。
設 計 図 書 等 の 閲 覧	公告の日から設計図書交付期間まで、建設水道課窓口で閲覧することができる。閲覧時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。
質 問 受 付 期 間	公告の日から令和8年9月18日午後5時15分まで
質 疑 書 提 出 先	建設水道課 上下水道係 担当：田上 電子メール：suido@town.obuse.nagano.jp TEL：026-214-9106 FAX：026-247-3113 「質疑用紙」を使用し、上記提出先へメール又はFAXにて送信すること。 送信後は、必ず担当課へ電話により着信を確認すること。
回答時期及び質疑回答書の閲覧	令和8年9月25日に小布施町ホームページに掲載する。

4 入札書の提出及び開札

開 札 日 時	令和8年10月2日午前9時00分
開 札 場 所	小布施町公民館 第2学習室
入 札 書 提 出 期 限	公告の日から開札日時まで
提 出 先	小布施町役場建設水道課 上下水道係
提 出 方 法	(1) 封筒に入札書及び工事費内訳書を入れて3箇所を封印し、封筒の表面に商号又は名称、工事名、工事箇所、開札日及び「入札書在中」の旨を記載し提出すること。なお、入札書の日付は、郵便による場合は発送日、持参による場合は提出日とする。 (2) 提出は持参又は郵便とする。 (3) 郵便により提出する場合は、入札書提出期限までに小布施町役場建設水道課上下水道係へ到達するよう、一般書留、簡易書留その他配達状況が確認できる方法により送付すること。発送後は、同係へ電話により発送した旨を連絡すること。

5 入札事項等

前 払 金 の 適 用	小布施町財務規則による。
部 分 払 の 適 用	小布施町財務規則による。

入札保証金	小布施町財務規則第 109 条第 1 項の規定により免除。
契約の保証	契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、小布施町財務規則第 123 条第 2 項の規定により準用される第 109 条第 2 項に規定する金融機関又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第 123 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納付させないことがある。
最低制限価格	設定する。
その他	(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。なお、加算額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 (2) 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札者が決定した場合は、最低制限価格を入札結果と併せて公表する。入札が不調となった場合は、再公告その他の契約手続への影響を考慮し、最低制限価格を公表しない。 (3) 入札回数は 2 回とする。初度入札において落札者がいない場合は、再度入札を行う。再度の入札を行う場合は、必要な事項について別途指示する。再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の要件を満たすときに限り、随意契約により契約を締結することがある。 (4) 最低制限価格未満の価格をもってした入札は、失格とする。 (5) 談合情報が寄せられた場合その他入札の公正な執行に支障があると認められる場合は、関係法令及び小布施町の入札関係規程に基づき、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。